森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)森林法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文(抜粋)

(傍線部分は改正部分)

 $\bigcirc$ 

注 別表第二 三 略 事 略 植栽 (第四条―第四条の三関係) 項 (-) $(\underline{\phantom{a}})$ 略 植栽本数以上の割合で均等に分布するように 植栽するものとする。 めに必要なものとして農林水産省令で定める する苗を含む。)を、 ものとして農林水産省令で定める基準に適合 ル当たり伐採跡地につき的確な更新を図るた (三) 方法に係るもの 満一年以上の苗(当該苗と同等の大きさの 改 (略) 基 正 案 おおむね、一ヘクター 潍 注 別表第二 略 事 植栽 (略) (第四条―第四条の三関係) 項 (-)(\_) (略) 植栽するものとする。 植栽本数以上の割合で均等に分布するように めに必要なものとして農林水産省令で定める ル当たり伐採跡地につき的確な更新を図るた 方法に係るもの  $(\Xi)$ 満一年以上の苗を、おおむね、一ヘクター 現 (略) 基 行 準

この政令は、令和五年四月一日から施行する。附 則